

Your Better Life Through Health

平成30年4月24日 岩手県立盛岡第一高等学校 保健室



学校でインフルエンザなどの感染症が発生した場合、 罹患した人の早期回復と感染拡大を防止し健康的な 教育環境を維持するために、出席停止の措置を講じ、 感染症の蔓延を防ぎます。

学校保健安全法第十九条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかか るおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、 出席を停止させることができる。

また、学校保健安全法施行規則では、学校において 予防すべき感染症の種類を第一種から第三種にわけて 規定しています。第二種は、学校で特に流行を広げる可 能性の高い感染症です。

1 インフルエンザ (H5N1を除く) 2 百日咳 3 麻しん(はしか) 4 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 5 風しん 第二種 6 水痘(水ぼうそう) 7 咽頭結膜熱 (プール熱) 8 結核 髄膜炎菌性髄膜炎

I have a high fever and feel a shiver running down my spine.



- ① 本人ではなく、保護者の方が学校へ電話 連絡 をする。
 - ※寮生や下宿生も同様です。
- ② 学校ホームページを見て、出席停止期間 を 調べる。または、主治医に「いつから(どういう状 態になったら)登校しても良いか」を聞く。
- ③ 出席停止期間を終えて登校した際、お薬の説 明書やお薬手帳、病院の領収書などの「本 人が受診したことを証明できるもの」 のコピーをクラス担任の先生に提出する。
 - ※診断書は必要ありません。

詳細は学校ホームページをご覧ください。 http://www2.iwate-ed.jp/mo1-h/

意識的不住時

保健室

Oh my god!!

She is not here when
I need her the most!!



クラス担任 または 副担任、

学年の先生 に申し出る。





【ケースA】

1時間程度の休養で授業へ戻ることができる見込みがある場合には、保健室で休養させてもらう。



【ケースB】

授業へ戻ることができる見込みがない場合には、早退をして 医療機関を受診するか自宅で休養をとり、翌日以降の生活に備える。





【ケースC】

けがの処置は、

応急手当マニュアル を参考にする。



※以下の症状がある時は、直ちに先生から救急車を要請してもらってください。

・心臓、呼吸停止

・意識混濁

・けいれん

・ショック症状

・大出血

・骨の変形

※保健室での応急処置のあと、痛み・違和感・腫脹などの症状が軽くならない場合は、医療機関を受診することをお勧めします。ご家族と相談のうえ、受診するかどうかを決めてください。